

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第178号)

平成13年8月23日

横情審答申第178号
平成13年8月23日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成12年1月19日教指一第728号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「事件・事故報告書（深谷中学校，神奈川中学校，西谷中学校及び宮田
中学校分 17件）」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「事件・事故報告書（深谷中学校，神奈川中学校，西谷中学校及び宮田中学校分 17件）」のうち，別表に示す部分を非公開とした決定は妥当であるが，その余の部分は公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，「事件・事故報告書（深谷中学校，神奈川中学校，西谷中学校及び宮田中学校分 17件）」（以下「本件申立文書」という。）の公開請求に対して，横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が，平成11年6月17日付で行った非公開決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

本件申立文書は，横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号及び第6号に該当するため非公開としたものであって，その理由は，次のように要約される。

(1) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

本件申立文書は，生徒の行為及び当該生徒に対する教育活動についての報告であり，極めて個人的で，生徒の内面及びその成長の断面を示したものであり，旧条例第9条第1項第1号に該当する。また，仮に生徒の氏名等を非公開とし，学校名及び事件の概要の一部を公開したとすると，何らかの人間関係や生活情報を予備的に持ち得る立場にある同校に在籍する他の生徒の保護者や地域・近隣の在住者等が，容易に個人を特定することができると考えられるため，「特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」に該当する。

(2) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

本件申立文書は，特に様式は定められていないため，学校長の判断により，発生日時・発生場所等を含んだ発生の状況，関係生徒の氏名・年齢，事件に関する考え方，日ごろの生活状況，発生に至る加害児童生徒の動機やその背景にある心理や成長上の問題点，家庭環境と関連する事項，家庭の考え方や対応の様子等が記録されており，これらは，人格形成を目指す教育場面における個人の成長過程の種々の様相が記載されていることから，公開することにより，児童生徒指導に重大な支障が生じることは

明らかであり，旧条例第9条第1項第6号に該当する。

仮に生徒の氏名等を非公開とし，学校名及び事件の概要の一部を公開した場合，被害児童生徒及び加害児童生徒の人権を守り，当該児童生徒が抱える心身の痛みを回復し，その内面の変容に努めている家庭や学校など関係当事者の取組が無に帰し，その後の関係者相互の人間関係という教育基盤を揺るがし，教育活動に深刻な影響をもたらすことになると考えられる。

また，市民が校内暴力等の問題に強い関心を寄せていることは当然であるが，発事件数などの概括的な数値や総合的な事例として情報提供するなどの配慮が必要であり，社会的な関心の高さを理由に個別案件である報告書を公開することは，児童生徒と周囲の人々との信頼関係を失い，当該児童生徒の成長を阻むおそれがある。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が，異議申立書，意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非公開決定に対する意見は，次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち真のプライバシー情報を除いた部分は，旧条例第9条第1項第1号及び第6号に該当しない。
- (2) 新聞報道や申立人の調査によれば，本件事件に係る中学校では，校内暴力等で生徒が逮捕されており，人間形成を目的とする学校教育は，社会の基本的営為であり，責任の所在を明確化するために，校名及び事件の実態を公表すべきである。
- (3) 本件事件のような深刻な実態に社会的関心が寄せられている。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。

以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが，本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため，当審査会は，新条例附則第6項の規定により，旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

- (2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は，横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第32条に基づき，平成10年度及び平成11年4月1日から平成11年5月25日までの間に，学校長から教育長に提出された

17件の事件・事故報告書であり，その内容は，学校内外における生徒の教師に対する暴力行為や生徒間の暴力行為が記録されていることが認められる。

イ 本件申立文書は，実施機関があらかじめ書式を定めたものではないため，個別の報告書ごとの記載項目及び記述の程度には相当の差異があることが認められ，学校名（校長名及び学校の電話番号を含む。），事件・事故名，発生日時，発生場所，事件の概要，加害生徒の氏名・学年・組・生年月日・日ごろの様子，被害教職員の氏名・担当学年・組・担当教科・傷害の程度及び今後の対応等が適宜に区分され，又は入り組んだ状態で記録されている。

(3) 前提となる考え方

学級崩壊や少年犯罪の低年齢化などが社会的問題として注目され，学校及び家庭の教育力の低下など教育に関する社会的関心が高まる中で，当審査会としては，教職員，生徒，保護者の間の信頼関係を構築していくためには，教育活動に関する情報の公開を推進していくことが必要であるとの考えから，既に指導要録等を原則公開とするよう答申してきたところである。さらに，実施機関においても，体罰に関する報告書等の公開請求に際して，学校名，発生日時，被害児童生徒の在学学年・年齢・性別，加害教職員の所属学年・年齢・性別，発生状況等の一部を公開してきた経緯もある。

また，本件申立文書は，規則第32条の規定により学校長に作成が義務付けられているものであるが，少年を加害者とする事件・事故に関する報告書であることから，原則公開の理念の中にあっても，その情報の取扱いに当たっては，少年法（昭和23年法律第168号）及びその関連法規の趣旨を踏まえ，加害者及び被害者等それぞれのプライバシー保護に十分な配慮を行い，公開・非公開について検討すべきものとする。

このような考え方を前提とし，当審査会は，本件申立文書について次のとおり判断した。

(4) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号本文では，「個人に関する情報・・・であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」については公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は，本件申立文書は，生徒の内面及びその成長の断面を示した文書であり，極めて個人性の高いものであることから，本号に該当し非公開とすべきであり，生徒の氏名等を非公開として学校名及び事件の概要の一部を公開すると，特定の個人が識別されるおそれが生じると主張しているため，次にその妥当性について，本

件申立文書に記録されているさまざまな種類の情報を個別に検討する。

ウ まず，加害生徒，被害生徒及びその他の生徒に関する情報のうち，加害生徒の氏名・生年月日・性別・学年・組・保護者氏名・続柄・住所・過去の暴力の有無・日ごろの様子，被害生徒の氏名・学年・組・年齢・性別・傷害の程度・身体部位・通院・治療の有無・診断書の有無・通院病院名・傷病名・被害届提出（又はその予定）の有無・診断書及びその他の生徒の氏名・学年・組・年齢については，いずれも特定の個人に属する具体的な事実の記録であるから，個人に関する情報であって，特定の個人を識別し得るものであることは明らかであり，本号本文に該当する。

エ 次に，被害教職員に関する情報についてであるが，特定の教職員が被害を受けた事実やその程度に関して記録された情報は，当該教職員の職務遂行に係る情報には該当しない。したがって，本件申立文書に記録されている被害教職員の職種・氏名・性別・担当学年組・担当教科・校務分掌・部活動・年齢・傷害の程度・身体部位・通院・治療の有無・診断書の有無・通院病院名・傷病名・被害届提出（又はその予定）の有無・日ごろの生徒とのかかわり・診断書に関する情報は，当該教職員の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるから，本号本文に該当する。

また，事件・事故が発生した日時（年の表示を除く。以下同じ。），場所については，加害生徒，被害生徒及び被害教職員等の氏名を非公開としても，当該日時，場所の具体的な記述から，なお，当該加害生徒，被害生徒及び被害教職員の個人が識別される可能性があるため，本号本文に該当する。

オ 次に，被害を受けなかった教職員の氏名及びその行動に係る情報については，加害生徒，被害生徒及び被害教職員の個人に関する情報と同一であるか，又は関連性が極めて高い情報の記録であり，公開すると，当該加害生徒，被害生徒及び被害教職員の個人が識別されるおそれがあることから，本号本文に該当する。

カ 次に，事件の概要に関する部分に記録された情報についてであるが，当該部分における生徒及び教職員の氏名，所属及び事件・事故の発生場所については，当該生徒及び教職員の個人を識別し得る情報であり，本号本文に該当する。

しかし，本件申立文書に記録された事件・事故の概要をみる限りでは，当該概要部分のうち，直接的な暴力行為の事実に関する部分及び関係者の会話の内容に関する部分についてみると，直ちに特定の個人を識別し得るほどの特徴的な事実の記述がされているとは認められず，本号本文に該当するとはいえない。ただし，暴力行

為が複数回繰り返されるなど、発生状況について詳細な記述がされている場合については、たとえ氏名等を非公開としても、相互に密接な関連性が認められる一連の事実関係を積み重ねることによって、なお、特定の個人が識別される可能性が生じると考えられ、本号本文に該当する。

また、事件の間接的な背景となる事実及び事件後の対応に関する部分については、加害生徒の日常の行動や処遇等に関して記録されており、当該生徒を識別し得るおそれがあることから、本号本文に該当する。

キ 次に、学校名（学校長名及び学校の電話番号が付記されている場合は、それらを含む。以下同じ。）についてであるが、実施機関は、学校名が加害生徒や被害教職員の識別情報に該当すると主張している。しかし、実施機関は、既に体罰に関する報告書において、学校名は特定の個人を識別し得る情報には該当しないとして公開しているのであり、本件申立文書の学校名を公開したとしても、新たに特定の個人が識別されるおそれが生じることになるとはいえない。

ク 最後に、本件申立文書は、法令等に基づき行われた許可等に際して作成された文書ではないから、本号かっこ書には該当しない。

なお、本号本文に該当し、公開しないことができる情報の具体的な部分は、別表に示すとおりである。

(5) 旧条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第6号では、「市・・・が行う・・・職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、・・・関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」は、公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書を公開すると、生徒指導に重大な支障が生じ、生徒と周囲の人々との信頼関係を失い、学校運営や教育活動そのものに深刻な影響をもたらすことになると主張しているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 本件申立文書は、規則第32条の規定により学校長に作成することが義務付けられた行政文書であり、個々の事件・事故の内容を斟酌せずに、一律に全部を非公開することは、妥当ではないと考えられる。

また、本件申立文書は、いずれも生徒の教師等に対する暴力行為について作成された報告書であり、その個々の内容をみると、およそこの種の事件・事故にあって

は通常起こり得ると予想される一般的，典型的な事例に関する記録であり，社会通念上事実関係そのものを慎重に取り扱うことが要請されるほどの特異な内容を含むものではないことが認められる。そうであるとすれば，本件申立文書の事件・事故の記録に関しては，直接的な暴力行為の事実や学校名など加害者及び被害者その他の個人を識別することができない程度の情報を公開したとしても，そのことに起因して，新たに生徒と周囲の人々との信頼関係を失い，生徒の健全な育成を阻害し，問題の解決に向けた適正な教育活動に著しく支障を及ぼす事態が生じるとはいえない。

したがって，本件申立文書において，前記(4)により，当審査会が，旧条例第9条第1項第1号に該当しないと判断した部分については，本号にも該当しない。

また，その余の部分については，旧条例第9条第1項第1号に該当するため非公開とすべき情報であり，本号該当性について改めて判断するまでもない。

(6) 結 論

以上のとおり，本件申立文書のうち別表に示す部分を旧条例第9条第1項第1号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが，その余の部分は公開すべきである。

別表 旧条例第9条第1項第1号に該当するとして、公開しないことが妥当と判断した部分

年度	収受番号	学校名	該当ページ	該 当 個 所
10	10	深谷中学校	p. 1	6行目1文字目, 3文字目, 4文字目, 7行目3文字目, 5文字目, 6文字目, 10文字目, 11文字目, 15文字目から17文字目まで, 29文字目, 8行目1文字目, 3文字目, 4文字目, 15文字目, 24文字目から26文字目まで, 14行目10文字目から12文字目まで, 20行目17文字目, 18文字目, 21行目18文字目, 19文字目, 22行目4文字目, 5文字目, 12文字目, 13文字目, 24行目1文字目から3文字目まで, 28行目4文字目から6文字目まで, 33行目2文字目, 3文字目, 35行目1文字目, 3文字目, 4文字目, 6文字目から8文字目まで, 29文字目, 30文字目, 32文字目, 33文字目, 37行目1文字目, 2文字目, 38行目4文字目, 5文字目, 12文字目, 13文字目, 22文字目, 23文字目, 39行目2文字目, 3文字目, 6文字目, 7文字目
			p. 2	2行目1文字目, 2文字目, 13文字目, 14文字目, 4行目以降全部
			p. 3	全部
			p. 4	全部
10	46	宮田中学校	p. 1	9行目11文字目から行末まで, 10行目6文字目から20文字目まで, 12行目から32行目まで, 34行目
			p. 2	3行目から20行目まで, 21行目1文字目, 3文字目, 5文字目以降全部(見出し番号を除く。)
			p. 3	1行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 20文字目, 21文字目, 2行目30文字目, 31文字目, 4行目から18行目まで(見出し番号を除く。), 20行目から22行目まで, 24行目以降全部
10	62	宮田中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで, 9行目8文字目から行末まで, 11行目1文字目から5文字目まで, 7文字目, 9文字目, 26文字目, 27文字目, 12行目16文字目, 17文字目, 13行目27文字目, 28文字目, 14行目14文字目, 15文字目, 15行目3文字目, 4文字目, 28文字目, 29文字目, 16行目5文字目, 6文字目, 23文字目, 24文字目, 30文字目, 31文字目, 18行目7文字目, 8文字目, 11文字目, 12文字目, 32文字目から行末まで, 19行目から25行目まで, 27行目以降全部
			p. 2	2行目から11行目まで, 13行目以降全部
10	64	西谷中学校		8行目11文字目から行末まで, 9行目6文字目から行末まで, 11行目1文字目, 3文字目, 9文字目, 10文字目, 14文字目から21文字目まで, 26文字目, 28文字目, 12行目2文字目, 3文字目, 31文字目, 32文字目, 14行目10文字目, 11文字目, 21文字目, 22文字目, 17行目から24行目まで, 26行目から36行目まで, 38行目以降全部(印部分の文を除く。)
10	113	神奈川中学校	p. 1	8行目12文字目から行末まで, 9行目7文字目から行末まで, 10行目の次の表(項目部分を除く。), 12行目以降全部
			p. 2	1行目から36行目まで, 37行目6文字目から26文字目まで, 38行目から40行目まで, 41行目1文字目から24文字目まで, 42行目14文字目, 26文字目, 28文字目
			p. 3	1行目21文字目から行末まで, 2行目から19行目まで, 21行目, 22行目, 24行目以降全部
10	138	西谷中学校	p. 1	7行目11文字目から行末まで, 8行目6文字目から14文字目まで, 9行目の次の表(項目部分を除く。), 10行目の次の表(項目部分を除く。), 12行目6文字目から8文字目まで, 10文字目, 15文字目, 16文字目, 18文字目, 19文字目, 13行目6文字目, 7文字目, 19文字目, 20文字目, 14行目6文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目, 21文字目, 22文字目, 24文字目から26文字目まで, 36文字目, 37文字目, 39文字目, 40文字目, 15行目1文字目, 2文字目, 11文字目, 12文字目, 33文字目, 34文字目, 16行目3文字目, 4文字目, 11文字目から13文字目まで, 32文字目から34文字目まで, 17行目2文字目, 3文字目, 10文字目, 11文字目, 15文字目から17文字目まで, 20文字目, 21文字目, 38文字目, 39文字目, 18行目5文字目, 6文字目, 32文字目, 33文字目, 35文字目, 36文字目, 19行目14文字目, 21文字目, 22文字目, 20行目1文字目, 2文字目
			p. 2	2行目以降全部
			p. 3	全部
			p. 4	全部

年度	收受番号	学校名	該当ページ	該 当 個 所
1 0	1 4 0	深谷中学校	p. 1	8 行目11文字目から行末まで, 9 行目11文字目から行末まで, 11行目から14行目29文字目まで, 15行目22文字目, 23文字目, 34文字目から行末まで, 16行目 1 文字目から23文字目まで, 32文字目から34文字目まで, 17行目 4 文字目から 6 文字目まで, 29文字目から37文字目まで, 41文字目, 18行目 8 文字目から10文字目まで, 19行目 1 文字目, 2 文字目, 17文字目, 18文字目, 20行目 9 文字目, 10文字目, 26文字目, 27文字目, 21行目23文字目から29文字目まで, 22行目15文字目, 16文字目, 21文字目から34文字目まで, 23行目25文字目, 26文字目, 30文字目から38文字目まで, 25行目1文字目, 2文字目, 19文字目から27文字目まで, 26行目38文字目から38行目23文字目まで, 41行目37文字目, 38文字目, 42行目20文字目から22文字目まで, 43行目 9 文字目, 10文字目, 31文字目から33文字目まで, 45行目以降全部
			p. 2	1 行目から16行目まで, 18行目以降全部
			p. 3	1 行目から13行目まで, 15行目以降全部
			p. 4	2 行目以降全部
1 1	2	西谷中学校	p. 1	7 行目11文字目から行末まで, 8 行目 6 文字目から行末まで, 10行目 6 文字目, 18文字目, 19文字目, 35文字目から37文字目まで, 11行目10文字から13文字目まで, 23文字目, 24文字目, 12行目 8 文字目, 9 文字目, 11文字目, 13文字目, 24文字目から26文字目まで, 30文字目, 31文字目, 13行目 7 文字目, 8 文字目, 14行目 3 文字目から 5 文字目まで, 29文字目, 30文字目, 15行目 7 文字目から17行目まで, 19行目から24行目まで, 26行目以降全部
			p. 2	2 行目から 9 行目まで, 11行目以降全部
1 1	1 1	西谷中学校		9 行目11文字目から行末まで, 10行目 6 文字目から20文字目まで, 11行目13文字目, 11行目の次の表(欄外の記述部分を含む。ただし, 項目部分, 暴力の有無や程度に関する部分及び欄外の「加害者」の記述を除く。), 13行目 2 文字目, 13行目の次の表(欄外の記述部分を含む。ただし, 項目部分及び欄外の「被害者」の記述を除く。), 15行目 1 文字目から 3 文字目まで, 10文字目, 23文字目から25文字目まで, 27文字目, 46文字目から49文字目まで, 16行目 8 文字目から10文字目まで, 14文字目から20文字目まで, 28文字目から行末まで, 17行目, 18行目 1 文字目から24文字目まで, 26文字目から31文字目まで, 20行目 7 文字目以降全部
1 1	11-(2)	西谷中学校		9 行目11文字目から行末まで, 10行目 6 文字目から15文字目まで, 11行目13文字目, 11行目の次の表(欄外の記述部分を含む。ただし, 項目部分, 暴力の有無や程度に関する部分及び欄外の「加害者」の記述を除く。), 12行目 7 文字目, 12行目の次の表(欄外の記述部分を含む。ただし, 項目部分及び欄外の「被害者」の記述を除く。), 14行目 1 文字目, 2 文字目, 8 文字目から10文字目まで, 27文字目, 37文字目, 40文字目から42文字目まで, 45文字目から47文字目まで, 15行目34文字目から43文字目まで, 16行目 1 文字目から 7 文字目まで, 15文字目から18文字目まで, 33文字目, 17行目18文字目, 19文字目, 41文字目以降全部
1 1	1 5	神奈川中学校	p. 1	8 行目11文字目から行末まで, 9 行目 6 文字目から行末まで, 11行目 2 文字目から22文字目まで, 12行目 4 文字目, 5 文字目, 7 文字目, 8 文字目, 13行目 1 文字目, 2 文字目, 14行目29文字目, 30文字目, 16行目25文字目, 26文字目, 18行目から33行目まで(見出し番号を除く。), 35行目以降全部及び図
			p. 2	1 行目から 4 行目まで, 6 行目から19行目まで, 21行目以降全部
			p. 3	全部
1 1	2 1	神奈川中学校		8 行目11文字目から行末まで, 9 行目12文字目から行末まで, 11行目から19行目まで(見出し番号を除く。), 20行目 2 文字目, 4 文字目, 7 文字目, 9 文字目, 13文字目, 15文字目, 21行目 1 文字目, 2 文字目, 8 文字目, 9 文字目, 11文字目, 12文字目, 14文字目, 15文字目, 20文字目から23文字目まで, 33文字目, 22行目30文字目から23行目まで, 24行目 2 文字目, 4 文字目, 7 文字目, 9 文字目, 13文字目, 15文字目, 25行目 1 文字目, 9 文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 18文字目, 48文字目, 26行目 1 文字目, 12文字目, 14文字目から18文字目まで, 27行目 1 文字目から41文字目まで, 46文字目, 47文字目, 28行目 1 文字目, 2 文字目, 31文字目, 33文字目, 34文字目, 44文字目から48文字目まで, 29行目10文字目

年度	收受番号	学校名	該当ページ	該 当 個 所
				, 11文字目, 13文字目, 25文字目から行末まで, 30行目, 31行目 1文字目から 9文字目まで, 13文字目, 14文字目, 18文字目, 44文字目, 45文字目, 47文字目, 48文字目, 34行目から43行目まで, 45行目から54行目まで, 56行目以降全部
1 1	2 2	神奈川中学校	p. 1	8行目11文字目から行末まで, 9行目12文字目から行末まで, 11行目から13行目まで, 14行目 4文字目, 10文字目から13文字目まで, 15行目 2文字目, 3文字目, 5文字目から12文字目まで, 42文字目, 43文字目, 16行目 29文字目, 30文字目, 40文字目, 41文字目, 18行目 2文字目から10文字目まで, 19行目 2文字目, 3文字目, 5文字目, 6文字目, 20行目 2文字目, 3文字目, 21文字目から25文字目まで, 29文字目, 30文字目, 21行目 2文字目, 3文字目, 8文字目から12文字目まで, 19文字, 20文字目, 39文字目, 40文字目, 46文字目, 47文字目, 22行目 6文字目, 7文字目, 16文字目, 17文字目, 19文字目, 20文字目, 23行目 3文字目, 4文字目, 24行目 4文字目, 5文字目, 33文字目, 34文字目, 45文字目, 46文字目, 25行目16文字目から20文字目まで, 27行目以降全部
			p. 2	1行目から16行目まで, 18行目から48行目まで, 50行目以降全部
1 1	2 3	神奈川中学校		8行目11文字目から行末まで, 9行目 6文字目から行末まで, 10行目, 12行目 1文字目から 6文字目まで, 17文字目, 18文字目, 30文字目, 31文字目, 14行目32文字目, 33文字目, 43文字目から行末まで, 15行目 2文字目, 3文字目, 5文字目, 6文字目, 17行目から26行目まで, 28行目から37行目まで, 39行目以降全部
1 1	2 4	神奈川中学校		8行目11文字目から行末まで, 9行目 6文字目から行末まで, 10行目, 12行目 2文字目, 3文字目, 13行目 1文字目から11文字目まで, 15行目 2文字目, 3文字目, 16行目10文字目から24文字目まで, 41文字目, 42文字目, 17行目 4文字目, 5文字目, 27文字目, 28文字目, 42文字目, 43文字目, 18行目18文字目, 19文字目, 30文字目, 31文字目, 20行目 2文字目, 3文字目, 21行目24文字目, 25文字目, 47文字目, 48文字目, 22行目37文字目, 38文字目, 23行目から26行目まで, 28行目から48行目まで, 50行目から56行目まで, 58行目以降全部
1 1	2 5	神奈川中学校		8行目11文字目から行末まで, 9行目 6文字目から行末まで, 11行目 1文字目から17文字目まで, 19文字目, 20文字目, 24文字目から26文字目まで, 31文字目から行末まで, 12行目 1文字目から11文字目まで, 35文字目, 36文字目, 13行目10文字目, 11文字目, 16行目から25行目まで, 27行目から36行目まで, 38行目以降全部
1 1	2 6	神奈川中学校	p. 1	9行目11文字目から行末まで, 10行目, 11行目 6文字目から14行目まで, 16行目の次の表(項目部分を除く。), 17行目の次の表(項目部分を除く。)
			p. 2	2行目から 9行目まで, 10行目 2文字目, 3文字目, 7文字目, 8文字目, 20文字目, 21文字目, 11行目 5文字目, 6文字目, 15文字目, 16文字目, 27文字目から行末まで, 12行目から18行目まで, 19行目 1文字目から 7文字目まで, 9文字目, 10文字目, 12文字目, 20行目から23行目まで, 24行目 1文字目から 9文字目まで, 11文字目, 12文字目, 14文字目, 15文字目, 22文字目, 23文字目, 27行目 2文字目から 6文字目まで, 8文字目, 10文字目から13文字目まで, 16文字目から19文字目まで, 28行目, 29行目 2文字目, 3文字目, 30行目 2文字目, 3文字目, 31行目 2文字目, 3文字目, 11文字目から行末まで, 32行目 2文字目から 6文字目まで, 8文字目, 9文字目, 11文字目から14文字目まで, 17文字目から20文字目まで, 33行目 2文字目, 3文字目, 34行目 2文字目, 3文字目, 35行目 2文字目, 3文字目, 36行目 2文字目から行末まで, 37行目 2文字目から 6文字目まで, 8文字目, 10文字目から13文字目まで, 16文字目から18文字目まで, 38行目 2文字目, 3文字目, 39行目 2文字目, 3文字目, 40行目 2文字目, 3文字目, 41行目 2文字目, 3文字目, 42行目以降全部(見出し番号を除く。)

年度	收受番号	学校名	該当ページ	該 当 個 所
			p. 3	1行目 2文字目から 2行目まで, 3行目 2文字目から12文字目まで, 14文字目, 15文字目, 17文字目から20文字目まで, 23文字目から29文字目まで, 4行目, 5行目 2文字目, 3文字目, 6行目 2文字目, 3文字目, 7行目, 8行目 2文字目から 6文字目まで, 8文字目, 9文字目, 11文字目から14文字目まで, 17文字目から20文字目まで, 9行目 2文字目, 3文字目, 10行目 2文字目, 3文字目, 11行目 2文字目から 6文字目まで, 8文字目, 9文字目, 11文字目から14文字目まで, 17文字目から20文字目まで, 12行目 2文字目, 3文字目, 13行目 2文字目, 3文字目, 5文字目, 6文字目, 14行目 2文字目から 6文字目まで, 8文字目から10文字目まで12文字目から15文字目まで, 18文字目から24文字目まで, 15行目 2文字目, 3文字目, 16行目, 17行目, 18行目 2文字目, 3文字目, 22文字目, 23文字目, 19行目, 20行目 2文字目から 5文字目まで, 7文字目, 8文字目, 10文字目から13文字目まで, 16文字目, 17文字目, 21行目 2文字目, 3文字目, 22行目, 24行目 2文字目, 3文字目, 25行目, 26行目の次の表, 28行目以降全部

(備考)

1 行数について

振り仮名, 印影, 図表, 罫線及び下線は, 行数に含めない。

2 文字数について

1行に記録された文字(数字, 記号及び符号を含む。)を, 左詰めにして数えるものとする。句読点は, それぞれ1文字とし, かっこ等については, くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年1月19日	・ 諮問書受理
平成12年2月10日	・ 実施機関から，非公開理由説明書を受理
平成12年2月25日 (第219回審査会)	・ 諮問の報告
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・ 審議
平成12年11月10日 (第235回審査会)	・ 審議
平成12年11月24日 (第236回審査会)	・ 審議
平成12年12月6日	・ 申立人から，非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成12年12月8日 (第237回審査会)	・ 審議
平成12年12月22日 (第238回審査会)	・ 申立人から意見聴取 ・ 審議
平成13年1月26日 (第239回審査会)	・ 審議
平成13年2月23日 (第240回審査会)	・ 審議
平成13年3月9日 (第241回審査会)	・ 審議
平成13年3月23日 (第242回審査会)	・ 審議
平成13年4月13日 (第243回審査会)	・ 審議
平成13年4月27日 (第244回審査会)	・ 審議
平成13年5月11日 (第245回審査会)	・ 審議
平成13年5月25日 (第246回審査会)	・ 審議
平成13年6月22日 (第248回審査会)	・ 審議
平成13年7月19日 (第249回審査会)	・ 審議
平成13年8月10日 (第251回審査会)	・ 審議

